

# 企画競争説明書

業務名称： ベトナム国第三期ホーチミン市水環境改善事業準備調査【有償勘定技術支援】

調達管理番号： 22a00111

## 【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下、JICA という）」が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、JICA にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第3章「特記仕様書案」、第3章「2. 業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとしています。

2022年6月1日

独立行政法人国際協力機構  
調達・派遣業務部

## 第1章 企画競争の手続き

### 1. 公示

公示日 2022年6月1日

### 2. 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

### 3. 競争に付する事項

- (1) 業務名称：ベトナム国第三期ホーチミン市水環境改善事業準備調査【有償勘定技術支援】
- (2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり
- (3) 適用される契約約款：
- (○) 「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください。（全費目課税）
  - ( ) 「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）
- (4) 契約履行期間（予定）：2022年7月 ～ 2023年3月  
新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定致します。

### 4. 担当部署・日程等

- (1) 選定手続き窓口  
調達・派遣業務部 契約第一課  
電子メール宛先：outm1@jica.go.jp  
担当者メールアドレス：Takeuchi.Kiyoka@jica.go.jp
- (2) 事業実施担当部  
東南アジア・大洋州部 東南アジア第三課
- (3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No	項目	期限日時
1	企画競争説明書に対する質問	2022年6月8日 12時
2	質問への回答	2022年6月13日
3	プロポーザル等の提出用フォ	プロポーザル等の提出期限日の

	ルダ作成依頼	4営業日前から1営業日前の正午まで
4	本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出期限日	2022年6月17日 12時
5	プレゼンテーション	行いません。
6	評価結果の通知日	2022年6月28日
7	技術評価説明の申込日（順位が第1位の者を除く）	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日以内

## 5. 競争参加資格

### (1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2022年4月）」を参照してください。

(URL: [https://www.jica.go.jp/announce/information/20220330\\_01.html](https://www.jica.go.jp/announce/information/20220330_01.html))

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認
- 4) 全省庁統一資格の経過措置

令和4年度は全省庁統一資格の更新時期にあたりますが、更新にかかる期間も考慮し、2022年4月1日～2022年6月30日までの期間を経過措置期間と位置づけ、当該期間中の公告・公示案件では、令和元・02・03年の全省庁統一資格にて代替することを認めます。

(URL : <https://www.jica.go.jp/announce/information/20211216.html>)

### (2) 利益相反の排除

特定の排除者はありません。

### (3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

## 6. 資料の配付依頼

資料の配付について希望される方は、JICA ウェブサイトの手順に則り依頼ください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/notice/distribution.html>)

- ・ 第3章2. 業務実施上の条件に記載の配付資料

- ・「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」
  - ・「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」
- については、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後、受注した場合は履行期間終了時に速やかに廃棄することを指示します。

## 7. 企画競争説明書に対する質問

### (1) 質問提出期限

- 1) 提出期限：上記4. (3) 日程参照
- 2) 提出先：上記4. (1) 選定手続き窓口  
([outm1@jica.go.jp](mailto:outm1@jica.go.jp) 宛、CC: 担当メールアドレス)
- 3) 提出方法：電子メール
  - ① 件名：「【質問】調達管理番号\_案件名」
  - ② 添付データ：「質問書フォーマット」（JICA 指定様式）

注1) 質問は「質問書フォーマット」の様式に記入し電子メールに添付して送付してください。本様式を使用されない場合は、回答を掲載しない可能性があります。JICA 指定様式は下記(2)のURLの「公示共通資料」を参照してください。

注2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

### (2) 質問への回答

上記4. (3) 日程の期日までに以下の JICA ウェブサイト上に掲示します。  
(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

## 8. プロポーザル等の提出

### (1) 提出期限：上記4. (3) 日程参照

### (2) 提出方法

具体的な提出方法は、JICAウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法（2022年6月1日版）」をご参照ください。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

#### 1) プロポーザル・見積書

- ① 電子データ（PDF）での提出とします。
- ② 上記4. (3) 日程を参照し提出期限日の4営業日前から1営業日前の正午までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールを [ekoji@jica.go.jp](mailto:ekoji@jica.go.jp) へ送付願います。
- ③ 依頼メール件名：「提出用フォルダ作成依頼\_（調達管理番号）\_（法人名）」
- ④ 依頼メールが1営業日前の正午までに送付されない場合は技術提案

書の提出ができなくなりますので、ご注意ください。

- ⑤ プロポーザル等はパスワードを付けずにGIGAPOD内のフォルダに格納ください。
- ⑥ 本見積書と別見積書はGIGAPOD内のフォルダに格納せず、PDFにパスワードを設定し、別途メールでe-koji@jica.go.jpへ送付ください。なお、パスワードは、JICA調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

### (3) 提出先

#### 1) プロポーザル

「JICA 調達・派遣業務部より送付された格納先 URL」

#### 2) 見積書（本見積書及び別見積書）

- ① 宛先：[e-koji@jica.go.jp](mailto:e-koji@jica.go.jp)
- ② 件名：（調達管理番号）\_（法人名）\_見積書  
〔例：22a00123\_〇〇株式会社\_見積書〕
- ③ 本文：特段の指定なし
- ④ 添付ファイル：「22a00123\_〇〇株式会社\_見積書」
- ⑤ 見積書のPDFにパスワードを設定してください。なお、パスワードは、JICA調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。
- ⑥ 評価点の差が僅少で価格点を計算する場合、もしくは評価結果順位が第一位になる見込みの場合のみ、パスワード送付を依頼します。

### (4) 提出書類

#### 1) プロポーザル・見積書

## 9. 契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2022年4月）」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格となります。

(URL: [https://www.jica.go.jp/announce/information/20220330\\_01.html](https://www.jica.go.jp/announce/information/20220330_01.html) )

### (1) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

#### 1) 業務管理体制及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）としてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

#### 2) 価格点

若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

## 10. 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記4.（3）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

## 第2章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」及び別紙「プロポーザル作成に求める事項」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

### 第1条 総則

この仕様書は、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という）と受注者名（以下「受注者」という）との業務実施契約により実施する「ベトナム国第三期ホーチミン市水環境改善事業準備調査【有償勘定技術支援】」に係る業務の仕様を示すものである。

### 第2条 事業の背景

ベトナム社会主義共和国（以下、「当国」という。）では工業化及び都市部への人口集中に伴い、都市部の産業排水量及び生活排水量が増大する一方、下水道システムの整備が不十分で、産業排水及び生活排水の大部分がほとんど未処理のまま直接河川に放流されているため水環境汚染が深刻な問題となっている。

当国最大の都市であるホーチミン市でも、河川・湖沼・運河の水質汚濁が深刻な問題となっている。具体的には、同市周辺のサイゴン川の流域の複数の地点では、有機汚染に関する代表的な水質指標（BOD5：生物化学的酸素要求量）が当国国家技術基準（QCVN 08-MT:2015/BTNMT（B1類型））で定められる基準値を超えていることが報告されている（WEPA「水環境管理アウトLOOK」（2018年））。同市はサイゴン川やドンナイ川などの取水源となる大規模河川を共有するが、今後、同都市圏における人口増加に伴い、水環境汚染がさらに進む可能性があり、特に人口密度の高いホーチミン市内における下水道・排水システムの整備が緊急の課題である。このような背景のもと、1999年にJICAが実施した「ホーチミン市都市排水下水整備計画開発調査」を通じてまとめられた同市のマスタープランに基づき、第1期ホーチミン市水環境改善事業（以下、「第1期事業」という。）、第2期ホーチミン市水環境改善事業（以下、「第2期事業」という。）を実施している。第1期・第2期事業サイトは、同市を流れるタウフ・ベンゲー運河の北側であり、同市の中心地区が含まれるエリアである。第三期ホーチミン市水環境改善事業（以下、「本事業」という。）は、これらの後継事業であり、タウフ・ベンゲー運河の南側エリアにて、運河周辺の既存住宅地に加えて新興開発エリアを含む地域を事業サイトとしている。同市は水環境の改善に不可欠な優先度の高い事業として本事業を位置づけており、我が国に対して引き続き資金協力を要請している。

かかる状況から、本事業の実現に向けて第三期ホーチミン市水環境改善事業に係る協力準備調査（以下、「本調査」という。）を実施する。本調査は、本事業の目的、概要、事業費、事業スケジュール、事業実施体制、運営・維持管理体制、環境及び社

会面の配慮等、我が国円借款事業として実施するための審査に必要な調査を行うことを目的として実施するものである。

### 第3条 事業の概要（要請内容）

#### （1）事業名

第三期ホーチミン市水環境改善事業（Third Ho Chi Minh City Water Environment Improvement Project）

#### （2）事業目的

本事業は、ホーチミン市において下水道・排水システムの整備を実施することにより、汚水処理能力の向上及び浸水被害の軽減を図り、もって同市の都市・生活衛生環境の改善に寄与するもの。

#### （3）事業概要

ホーチミン市において、下水処理場の建設及び下水・排水管敷設を実施するもの。現時点で実施機関が想定する内容は以下の通り。

ア）下水処理場建設（2カ所、175,000 m<sup>3</sup>/日及び10,000 m<sup>3</sup>/日、国際競争入札）

イ）下水・排水管敷設（3カ所、約120km、国際競争入札）

ウ）ポンプ場建設（2カ所、国際競争入札）

エ）コンサルティング・サービス（詳細設計、入札補助、施工監理等）

#### （4）対象地域

ベトナム社会主義共和国 ホーチミン市

#### （5）関係官庁・機関

本調査の対象となる事業に関する関係官庁・実施機関は以下の通りである。但し、調査の過程において、これ以外の官庁・機関が関係する場合は、その旨JICAに報告し、確認・了解を得た上で調査を継続すること。

1）実施機関：ホーチミン市人民委員会（HCMCPC: Ho Chi Minh City People's Committee）

2）その他関係官庁・機関：ベトナム建設省（Ministry of Construction）、ベトナム財政省（Ministry of Finance）、ベトナム計画投資省（Ministry of Planning and Investment）、都市排水公社（Urban Drainage Company）

#### （6）本事業に関連する我が国の主な支援活動

##### 【円借款】

第1期ホーチミン市水環境改善事業（承諾年：(I)2001年、(II)2003年、(III)2010年）

第2期ホーチミン市水環境改善事業（承諾年：(I)2006年、(II)2008年、(III)2016年、(IV)2021年）

##### 【技術協力】

「ホーチミン市下水管理能力開発プロジェクト」（2009年～2010年）

「ホーチミン市下水管理能力開発プロジェクトフェーズ2」（2011年～2014年）

##### 【その他】

国別研修「下水道経営研修」（2018年）

個別専門家「下水道政策アドバイザー」（2021年）



#### 第4条 業務の目的と範囲

本調査は、「第5条 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「第6条 業務の内容」に示す事項の調査を実施し、もって我が国の有償資金協力事業として本事業を実施するにあたってJICAが行う審査に必要な調査を行うことを目的とし、「第7条 成果品等」に示す報告書等を作成するものである。

#### 第5条 実施方針及び留意事項

##### (1) 円借款検討資料としての位置づけ

本業務の成果は、本事業に対する円借款の審査をJICAが実施する際の検討資料及び当国の事業承認の基礎資料として用いられることとなる。本業務で取りまとめる事業内容は、円借款事業の原案として取り扱われることから、事業内容の計画策定については、調査の過程で随時十分JICAと協議し、承認を得る。

また、本業務で検討・策定した事項が実施機関／関係機関への一方的な提案とならないよう、借入国政府と十分な合意形成を行い、実現可能かつ具体的な内容とする。

一方、当該審査の過程において、対象事業の内容が本業務の結果とは一部異なる結論となることがある可能性に留意し、借入国関係者に本業務の調査結果がそのまま円借款事業として承認されるとの誤解を与えないよう留意する。

本調査では、積算額に関する先方政府との認識の一致に特に留意する必要がある。従って、本業務においては、当初想定されていた技術仕様や当該技術仕様に基づく積算額について先方政府または実施機関と認識の一致を図り、協議・調整状況について速やかにJICAに情報共有を行うとともに、必要に応じ協議議事録を作成する。協議議事録は、原則としてファイナル・レポートに添付する。

##### (2) 審査の重点項目

本業務の成果が円借款事業の審査の検討資料となるため、以下の項目については、取りまとめに際して、JICAから別途指示する基本的な基準、様式に従ってとりまとめること。

- 1) 適用される技術基準
- 2) 施工計画
- 3) 調達計画
- 4) 事業費
- 5) 事業実施スケジュール
- 6) 事業実施体制
- 7) 運営・維持管理体制
- 8) 運用・効果指標
- 9) 内部収益率（IRR）
- 10) 環境社会配慮

また、審査に当たり必要な項目の追加を指示する可能性がある。

### (3) JICA本部への事前説明・確認

本業務の成果（協議資料等の中間的な成果を含む。）について借入国政府側の関係省庁・機関に提示する場合には、JICA本部に事前に説明・確認の上、その内容について承認を得るものとする。借入国政府、特に実施機関との間で調査方針等について意見の相違があり、その克服が困難と思われる場合には速やかにJICAに報告し、対応方針について指示を受けること。

なお、JICAへの説明・確認については、対面、オンラインによる会議形式で行うことを原則とし、困難な場合は電子メール等による実施も可とする。打合せ後は、必要に応じて受注者にて打合簿を作成し、監督職員の確認を得る。

### (4) 先行調査・既往事業から得られる情報のレビュー及び活用

本調査に先立って以下に列挙する調査、事業が実施されているところ、かかる先行調査・既往事業から得られる情報を最大限に活用し、重複がないよう効率的な調査実施が求められる。プロポーザルにおいて、先行調査・既往事業から得られる情報と本調査で必要な項目について整理し、本調査で調査すべき事項についてその理由と共に提案すること。

#### 先行調査・既往事業一覧

##### (先行調査)

- ・ 「ホーチミン市都市排水下水整備計画開発調査」（1999年）
- ・ 「ヴェトナム国ホーチミン市水環境改善プロジェクト実施設計調査」（2001年）
- ・ 「ホーチミン市水環境改善事業 事後報告書」（2016年）
- ・ 「ホーチミン市における洪水浸水・排水に関する情報収集・確認調査」（2020年）

##### (既往事業)

- ・ 第1期ホーチミン市水環境改善事業
- ・ 第2期ホーチミン市水環境改善事業

なお、上記の内、「ホーチミン市都市排水下水整備計画開発調査」（1999年）でまとめられた同市の下水道開発マスタープランや同市による同マスタープランの改定の状況及び実施中の第2期ホーチミン水環境改善事業との整合性には十分留意した上で調査を実施すること。

### (5) 調査における地理的な対象範囲

本調査における自然条件調査、事業実施スケジュール（施工計画、工事安全対策等を含む）、環境社会配慮等の検討においては、事業対象となる構造物等を建設・設置する場所（及びその周辺）のみならず、本事業を実施するにあたって必要となり、かつ実施機関により提供されるべき用地（例：土取り場、土捨て場、工所用ヤード、工所用道路等の関連インフラ、等）（及びその周辺）についても考慮に含まれることに留意する。

### (6) 本邦技術の適用／本邦企業の参入促進

本事業では、実施機関は管渠敷設において推進工法の適用を検討している。本調査では、推進工法適用にあたり第1期・第2期での実績・教訓を踏まえて、施工上及び契

約監理上の留意事項等を整理する。なお、推進工法に代わる技術の提案を妨げるものではない。

その他、本事業に関連する機材、設備、工法等で本邦企業に優位性がある技術について把握し、本事業における本邦技術活用（の可能性）について「第6条 業務の内容」の指示に従い検討する。検討にあたっては本邦技術を適用することによる経済性の向上、工期短縮、環境負荷軽減や工事中及び供用後の安全性向上などの可能性を幅広く検討する。また、同本邦技術が借入国政府から技術認証を取得する上での留意事項も併せて確認、検討する。これら検討結果をJICAへ報告し、確認を得るとともに、適用を提案する本邦技術について先方関係官庁・機関と十分に協議・調整を行う。

さらに、本邦企業の事業参入促進にあたっては、関連本邦企業の参入意向に留意しつつ競争性確保を図ることができるように検討する。

加えて、日本の中小企業を含めた本邦企業が有する技術、製品、アイデアの活用の可能性があれば、プロポーザルで提案する。JICAの中小企業・SDGsビジネス支援事業に関する情報は、以下のJICAのウェブサイト

([https://www.jica.go.jp/priv\\_partner/activities/sme/index.html](https://www.jica.go.jp/priv_partner/activities/sme/index.html))を参照し、過去の採択事業リスト等も参考にする。

#### （7）環境社会配慮

本事業は、「国際協力機構 環境社会配慮ガイドライン」（2022年1月公布）（以下「JICA環境ガイドライン」）に掲げる影響を及ぼしやすいセクター・特性および影響を受けやすい地域に該当せず、環境への望ましくない影響は重大でないと判断されるため、カテゴリBに分類されている。調査の進捗に伴い配慮すべき環境社会影響が新たに判明した場合などは必要に応じてカテゴリ分類を変更することがある（「JICA環境社会配慮ガイドライン」2. 2. 7）。この場合には、追加で必要となる業務内容等を含め、契約変更の協議を行う。

本調査においては、JICA環境社会配慮ガイドラインにそって、借入国政府の定める環境社会配慮に係る法令／許認可手続き、世界銀行セーフガードポリシー等を必要に応じて参照しつつ「第6条 業務の内容」に示す業務を行う。

借入国政府の定める環境社会配慮に係る法令／許認可手続きの内、特に重要と思われるものを以下に列挙するが、これに関わらず必要なものは適宜参照すること。

- 1) Law on Environmental Protection No. 55/2014/QH13 dated June 23, 2014
- 2) Law on Environmental Protection No. 72/2020/QH14 dated November 17, 2020

また本調査における環境社会配慮において特に留意すべき点は以下の通りである。

- ・ 下水処理場建設予定地は、ホーチミン市が所有する土地を利用予定である。同用地の取得時期・取得目的については詳細を本調査で確認し、必要に応じて被影響住民数、生計手段の喪失の有無、補償・支援の内容等はデューデリジェンス調査を行う。
- ・ また、管渠敷設エリアは住居エリアであるものの推進工法を想定しており、用地取得・住民移転は発生しない予定であり、現時点で具体的な影響は特定されていないが、埋設深度、工事中の生活への影響等社会への望ましくない影響の有無と影響が回避できない場合はその回避・緩和策等について本調査で詳細を確認する。なお、私有地下に下水管を埋設する場合の補償有無等のベトナムの法制度の確認など詳細も確認する。

- ・本事業対象地域は、保護区、国立公園、先住民族居住地等のJICAガイドライン上の影響を受けやすい地域に該当しないと考えられるが、生物多様性の保全の鍵になる重要な地域に指定されているCan GioやUNESCO-MAB Biosphere Reserveに登録されているCan Gio Mangroveの近郊に位置することも踏まえて、本調査を通じて事業対象地域の正確な範囲を把握するとともに、処理水の排出先やその流域等も含めて環境や社会への影響有無を確認する。
- ・本事業で処理する下水・排水は家庭からの生活排水であるため重金属は含まれない想定であるが、重金属を含有する工業排水が含まれるか否について本調査で確認する（重金属が含まれる場合にはカテゴリ分類の変更の必要の可能性があるため要留意。）。
- ・なお、本事業の実施にあたり、現在想定されていない環境社会への望ましくない影響が確認される場合は、JICA環境ガイドラインを遡及適用することが求められる点に留意する。環境社会配慮事項は、本調査の進捗に大きな影響を与えるリスクを有することから、本調査の早い段階で環境社会配慮調査を実施する。なお、カテゴリ分類の変更の必要が生じた場合には、追加で必要となる業務内容等を含め、契約変更の協議をJICAと行う。

#### （８）施工時の安全対策について

本事業実施に伴う工事安全上の留意点を整理し（例：安全に配慮した設計、工事安全確保のために必要な作業用地の確保、仮設、交通規制等）、（コンサルティング・サービスを含む）事業費や工期、施工方法の検討に反映する。かかる検討に際しては借入国の建設分野に適用される労働安全衛生法制、及び関連の各種基準を確認すると共に、「JICA安全標準仕様書（JICA Standard Safety Specification: JSSS」（2021年2月）を参照すること。JSSSは円借款事業で一般的に発生する工種や現場の状況における工事安全上の最低限の要求事項を示したものであり、円借款事業の建設工事を伴う契約の一部として使用することが広く推奨される。

なお、同仕様書は一部円借款融資対象契約においては適用することを想定していないが（仏語圏／西語圏、FIDIC契約約款を用いない契約については不適用）、その内容に鑑み、本事業の実施段階で使用される、されないにかかわらず内容を十分に理解した上で調査を実施すること。

また、借入国側の対応が求められるような事項（用地確保や交通規制等）については、対応をとるべき当事者、調整が必要な関係機関を明らかにして整理・記述する。

#### （９）調査実施段階、及び事業実施段階における治安上の安全対策

当該事業の借入国／事業対象地域は、一般犯罪やテロ等の治安面でのリスクが一定以上あると認識されているところ、調査実施に当たってはJICA安全対策措置（渡航措置及び行動規範）に従うこと。

さらに、概略設計や事業費の積算等に当たっては、業務主任者は安全対策計画についても責任を負うこととし、JICAから提供される「安全対策ガイダンス」（2019年4月）を参照しつつ、事業実施時に必要となる治安上の安全対策を検討し、別途指定する様式に従い、案件別安全対策検討シート（案）を作成すること。

#### （10）Information and Communication Technology（ICT）技術の活用

建設分野における生産性向上の観点から、建設におけるICT技術の活用が期待され

る。本調査では、Construction Information Management (CIM) 又はBuilding Information Management (BIM) の導入を検討する。調査設計段階からの3次元モデル導入により、設計から施工、維持管理までの一連の業務効率化や、工期短縮・品質向上・安全性向上等が効果として期待されるが、本調査においては、下記の項目における活用が想定される。また、この他にも効果的な活用法がある場合、プロポーザルにて提案する。

#### CIM/BIMの適用が想定される項目（例）

- 1) 最適代替案を選定する際の意味決定を補助する目的でのビジュアル作成
- 2) 概略設計後の完成予想図の作成

加えて、下水処理や維持管理の効率化（例：曝気風量制御、SCADA等運転管理システム、台帳システム）や、測量・設計・積算等の業務効率化や、工期の短縮、品質・安全性向上等に資する先端技術（例：UAV、航空LiDAR、衛星DEM、AI判読、等）の活用が見込まれる場合には、プロポーザルにて提案する。

#### （1 1）調査データの提出

デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進の観点から、JICAでは事業を通じて得られるデータを集約し、効率的・効果的な案件管理・案件形成を目指す方針としている。JICAとして集約すべきデータの種類や様式について検討段階にあり、本調査では今後の検討の材料として試行的に調査データの取得を実施する。自然条件調査、需要調査、ベースライン調査等を通じて得られる調査データに関し、位置情報が含まれるデータについては後述する様式に従いJICAに提出する。将来的には調査データの取得に当たっては可能な限り位置情報の取得を求めるとを想定しているが、本調査においては、追加的に位置情報を取得する必要はなく、必然的に位置情報が付されるデータを対象とする。なお、調査データの取得に当たっては、当該協力準備調査の実施対象地域の法令におけるデータの所有権及び利用権を確認する。関連する法令が存在しない場合或いは法令の適用有無が判断できない場合、調査実施地域の管轄機関に当該協力準備調査で取得したデータの所有権及び利用権について確認する。確認の結果、JICAが当該データを所有あるいは利用することができるものについてのみ提出すること。

データ格納媒体：CD-Rを基本とする。CD-Rに格納できないデータについては提出方法をJICAと協議する。

データ形式：KMLもしくはGeoJSON形式とし、ラスターデータに関してはGeoTIFF形式で提出する。なお、Google Earth Engineを用いて解析を行った場合は、そのコードを最終報告書に合わせ提出する。

#### （1 2）リスク管理シート（Risk Management Framework）について

開発途上国における円借款事業は、実施段階で十分な監理を行っても期限内・予算内に完成しないケースや、事業完成後の便益が当初の想定水準に達しないケースがあり、大型のインフラ事業においてこのような状況がもたらす影響は特に大きい。こうしたケースの発生を未然に防止しつつ、審査段階および実施（案件監理）段階において発生し得る問題への対応策を予め検討しておくためには、案件形成の初期段階において潜在的なリスク要因の特定および対応策の策定を行う必要がある。これを踏まえ、本業務においてはJICAが提示する様式を用いて、本事業のリスク及びその対応策を取り纏める。

### (13) ベトナム側調査との調整

当国政府は、政府内承認プロセスのため、独自にフィージビリティ調査（プレFS）を実施する予定である。本調査においては、これらベトナム側の調査と整合性を可能な限り確保すべく、実施機関等と十分に意見交換・調整を行うこと。また、ベトナム側は本調査の中間成果を、ベトナム側フィージビリティ調査に活用したいとの意向をもっていることから、調査冒頭でその内容を確認し、対応の可否を協議・検討すること。

### (14) JICAによるファクトファインディングミッション及び審査への協力

本調査の成果を踏まえ、JICAは、本事業に対するファクトファインディングミッション（以下、「F/F」という。）及び審査を実施予定である。F/Fや審査前に、調査の進捗報告を行うとともに、JICAと実施機関の協議や現地出張に一部同行し、情報収集や本事業内容の検討に向けた支援を行うこと。また、審査前に、JICAからの調査結果に関する情報提供依頼があれば速やかに回答すること。なお、F/Fや審査等の日程については、JICAに確認すること。

### (15) 「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）」の参照

本調査において円借款事業の設計・積算を行なうに当たっては、2009年3月に策定された「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）」を準用する。同マニュアルは、設計・積算を行なう上での、留意すべき共通事項、代表的セクターの留意事項について記載した内容となっているので、本事業の特性と求められる水準に配慮しながら、設計および積算に必要な情報の収集、検討・分析、結果の整理、設計・積算に関連する資料（設計総括表、積算総括表等）の作成を行なう。特にベトナム側フィージビリティ調査の事業費積算基準も踏まえ、同マニュアルとの相違点に関し、ベトナム側との調整の着地点を検討しJICAに提案すること。

### (16) 迅速化に向けた提案

ベトナム側の迅速化への要望に応えるため、本調査及び本事業の迅速な実施に向けて、プロポーザルにて本調査及び事業本体の工期短縮化策を検討・提案する。

## 第6条 業務の内容

### (1) 業務計画書の作成・提出

業務計画書を共通仕様書第6条に従い作成し、JICAに提出する。

### (2) インセプション・レポートの作成・協議

- 1) 当国政府からの要請関連資料及び既存調査結果等の内容を確認した上で、調査全体の方針・方法及び作業計画を検討し、全体調査計画を策定する。特に先行調査における課題点や更新が必要な箇所を整理し、借入国政府側にて検討・調整が必要な事項、現地でさらに収集する必要がある資料、情報、データをリストアップし、全体調査計画に反映する。
- 2) 上記の作業を踏まえて、インセプション・レポートを作成し、JICAに事前確認を求める

- 3) 現地調査の冒頭に、インセプション・レポートに基づき、実施機関、関係省庁・機関に対し、調査方針、調査計画、便宜供与依頼事項等を説明し、内容を協議・確認する。

### (3) 事業の背景・必要性の確認・整理

- 1) ホーチミン市における水環境セクターの現状・課題と本事業の位置付け
  - ① 当国全体及びホーチミン市の社会・経済に関わる基本情報（当国における位置づけ、都市計画、将来人口を含む人口動態、都市内人口分布、都市内貧困率・貧困分布など）を既存の報告書、統計データや関係省庁 HP 情報をもとに整理する。
  - ② ホーチミン市における水環境に係る基本情報（放流河川の水質及び排水処理の状況、水利用の状況、工業団地の整備状況及び排水処理の状況等）を既存の報告書、統計データや関連省庁の HP 情報を基に整理する。
  - ③ 水環境セクターに係るマスタープランをはじめとする上位計画及び関連計画（都市開発、土地利用、水資源、灌漑等を含む）について、既存資料レビューを通して、越政府及びホーチミン市における本事業の位置づけを整理する。
  - ④ ホーチミン市における水環境セクターに係る実施中/実施済みの主な事業（越側自己資金、ODA、PPP、民間資金等）の現況について、公開情報（既存の報告書、統計データ等）およびホーチミン市人民委員会等へのインタビュー調査をもとに整理する。
  - ⑤ ホーチミン市における水環境セクターに係る現在計画中的他ドナーや国際機関における支援の見通しについて、公開情報（既存の報告書、統計データ等）およびホーチミン市人民委員会や他ドナー等へのインタビュー調査をもとに整理する。
- 2) 本事業の対象地域における現況の整理
  - ① 本事業の対象地域の人口・給水・処理場流入水質（今後の推移含む）、経済、産業、生活水準、自然環境、工業団地・都市住宅等の開発計画を調査すること。
  - ② 本事業の周辺地域における下水処理の方法（汚泥の最終処分方法含む）の現状を調査すること。
  - ③ 本事業の周辺地域の下水道施設の整備状況を調査すること。
  - ④ 本事業の周辺地域の下水道施設の維持管理状況を調査すること。
- 3) 事業の意義・必要性の検討  
上記の1)及び2)を踏まえて、本事業の意義と必要性を検討する。

### (4) 自然条件調査等

概略設計、施工計画、積算について必要な精度を確保し、また事業により新設・拡張・附帯される施設・設備が自然・社会・生活環境に及ぼす影響を適切に予測し、その影響を回避／最小化する設計・施工を検討するため、以下に示す自然条件調査等を行う。既存のデータを最大限活用することとし、既存データが存在しない、及び既存データでは十分な情報が得られない際は下記に該当する調査を行う。本業務については、現地再委託にて実施することを認める。

具体的な自然条件調査等の細目（調査項目、調査内容、仕様、数量、所要期間等）については、下記において特段の指定がない限り、コンサルタントがプロポーザルで提案することとする。なお、上記項目以外に必要なだと判断される自然条件等の調査が考えられる場合は、併せてプロポーザルで提案することとする。

- 1) 気象・風況調査（気温、降水量、風）
- 2) 自然災害調査（台風、地震、活断層、津波、高潮、内水氾濫等）
- 3) 水理・水文調査（水位・水量、水質）
- 4) 地形測量（基準点測量、水準測量、トラバース測量、平板測量、深淺測量、斜面災害の可能性）
- 5) 地質調査（ボーリング調査、現場・室内試験、液状化の可能性調査、底質調査）
- 6) 地籍調査
- 7) 支障物調査（探査（電磁探査含む）・試掘等を通した推進工法想定地域における既設埋設物調査）

#### （5）代替案の検討

上記各種調査や先行調査等のレビューから得られた情報に基づき、経済性、施工性、維持管理、環境社会面の影響の回避・最小化等の観点から、「プロジェクトを実施しない」案も含め、必要な代替案の検討を行う（下記において特に指定のある事項については必ず代替案の検討を行うものとするが、それ以外でも検討すべき事項があれば、それらについても代替案の検討を行うこと）。

代替案検討が求められる項目

- 1) 下水道処理区域及び下水処理場建設予定地（経済性等を考慮した処理区域・下水処理場・送水ルート等）
- 2) 下水の排除方式（分流式、合流式等）
- 3) 下水管渠の排除方式（自然流下、圧送式、圧力式、真空式等）
- 4) 下水管渠の種類（陶管、鉄筋コンクリート管、ヒューム管、硬質塩化ビニル管、ダグタイムル管等）
- 5) 下水管渠の施工方式（開削工法、推進工法、シールド工法等）
- 6) 水処理方式（A2O法、標準活性汚泥法、SBR法、オキシデーションディッチ法等）
- 7) 汚泥処理方式（濃縮、脱水、汚泥有効利用施設等）、汚泥有効利用の可能性

#### （6）概略設計

上記各種調査や先行調査等のレビュー、代替案の検討を踏まえ、以下の概略設計を行う。なお、概略設計実施にあたっては、当該事業に係る設計方針を提案し、JICA本部へ協議・承認を得るとともに、先方実施機関からの合意を得る。

また、「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）」（2009年3月版）を参照して設計総括表を作成し、JICAに対し適用すべき諸基準等の設計条件を説明し、確認を取る。



なお、概略設計においては、プロポーザルで提案した CIM/BIM の活用の具体的な内容を反映すること。

- 1) 下水道計画の策定（対象とする下水道施設）
- 2) 処理能力（処理人口、給水量、接続率、地下水流入、雨水流入量などから算出 ※実績値があれば比較して検討）
- 3) 水処理方式（流入水質・水量、放流水質、放流水の利用状況などから決定）
- 4) 汚泥処理方式（濃縮・脱水に加えて焼却・乾燥等の複数の処理方式を将来の形態も含めて比較して検討）
- 5) 水処理フローシート
- 6) 汚泥処理フローシート（汚泥の有効利用、最終処分方法などから決定）
- 7) 水位関係図
- 8) 配置計画（全体配置図）
- 9) 気候変動対策（降雨、温室効果ガス削減量の推定）
- 10) 管路・ポンプ場計画（ごみの流入状況、清掃計画について）
- 11) 完成予想図（イメージパース、鳥観図、CIM/BIM を活用した CG 等）

なお、概略設計実施にあたっては、当該事業に係る設計方針を提案し、JICA 本部へ協議・承認を得るとともに、先方実施機関からの合意を得る。また、上記の概略設計を行う際には、「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）」（2009年3月版）を参照して設計総括表を作成し、JICA に対し適用すべき諸基準等の設計条件を説明し、確認を取る。

## （7）事業実施計画の策定

### 1) 施工計画（仮設・架設を含む）

建設工法、施工手順、排水等の仮設備計画、及び資機材等の調達方法・輸送ルート・手段及び施工に必要な工事用道路、ストックヤード等の用地取得計画を施工計画にて提案する。施工計画の策定にあたっては、可能性のある施工ヤード、資機材の搬出入方法、掘削土の搬出・処分方法などの調査結果も踏まえる。

また、想定される事業地の周辺の既存道の状況を踏まえ、工事用道路としての使用可能性に配慮して、必要に応じて周辺既存道路の改修計画も考慮する。

### 2) 建設期間中の交通管理計画及び安全管理計画

安全対策に係る借入国の法令及び「JICA 安全標準仕様書（JICA Standard Safety Specification: JSSS）」（2021年2月）を確認の上、工事安全対策並びに事業地周辺の交通への負荷を考慮した交通管理計画を提案する。また、治安上の安全対策として必要な経費が発生する可能性がある場合は JICA から提供される「安全対策ガイドンス」（2019年4月）を参照しつつ、事業費に計上する。

### 3) 特殊工法、調達方法に影響する可能性のある工法

特殊工法、調達方法に影響する可能性のある工法がある場合には、施工計画の中で明確にする。

#### 4) 必要な資機材の調達事情

事業で使用する主な資機材について、借入国、隣接国又は第三国での調達可能性を整理する。

#### 5) 資機材調達計画

本事業で調達する主な資機材について、最も合理的な調達先を整理し、資機材調達計画を策定する（施工段階での陸上・海上輸送計画、維持管理段階で必要となる部材・パーツ・機材の調達計画を含む。）。

#### 6) 事業実施スケジュールの策定

施工計画、資機材調達計画、相手国政府の手続きや用地取得等を踏まえて、月単位のバーチャート形式のスケジュールを策定する。また、施工・調達にあたって重要な項目及び環境社会配慮や森林・耕作地（休耕地を含む）、使用許可、用地取得等の外部条件を調査・整理して、バーチャート上に示す。その際には、施工にあたって必要となる資機材の仮置き場及び工事用地の確保、施工に必要な工事用道路構築等に要する期間について適切に反映する。

#### 7) コンサルティング・サービスの業務内容の検討

コンサルティング・サービスの内容（詳細設計、入札補助、施工監理、技術移転等）とその業務規模（人月）を整理する。

なお、事業実施計画を策定する際には、「第5条(13) ベトナム側調査との調整」に記載の通り、ベトナム側独自のフィージビリティ調査を実施していることから、この調査と整合性を可能な限り確保すべく、JICA 及び実施機関等と十分に意見交換・調整を行うこと。

### (8) 本邦技術の活用可能性の検討

#### 1) 事業における技術的ニーズ

本事業に期待される技術的なニーズ（施工性、維持管理性、必用に応じて耐震性・耐風性など）を整理する。

#### 2) 活用可能な本邦技術・工法

本邦技術・工法について、効果、機能、本邦の優位性、取扱い本邦企業、海外での活用実績、類似技術を整理する。また、競合国企業の技術レベル、施工実績等も整理する。

なお、本邦企業に優位性があると考えられる技術として以下を想定するが、提案を求める技術を以下に限る趣旨ではない。

- ・非開削工法（推進工法、シールド工法 等）

・スクリープレス汚泥脱水機 等

### 3) 借入国が活用を希望する本邦技術・工法

借入国が活用を希望する本邦技術・工法について、効果、機能、本邦の優位性、取扱い本邦企業、海外での活用実績、類似技術を整理する。

### 4) 本事業で適用されるべき本邦技術・工法

上記検討及び先方関係省庁・機関の意向を踏まえ、本事業で適用されるべき本邦技術・工法について、提案する。

## (9) 事業費の積算

事業費については、以下に従って積算する。

### 1) 事業費項目

概略事業費の積算に当たっては、基本的に以下の項目に分けて積算を行う。なお、報告書には事業費の総表を記載することとし、個別具体的な積算結果は、報告書には記載せず、別途 JICA に提出する。このうち、下線部についてはその算出方法等を JICA から指示することがある。

ア. 本体事業費

イ. 本体事業費に関するプライスエスカレーション

ウ. 本体事業費に関する予備費

エ. 建中金利

オ. フロントエンドフィー

カ. コンサルタント費（プライスエスカレーションと予備費を含む）

キ. その他 1（融資非適格項目）

① 用地補償等

② 関税・税金

③ 事業実施者の一般管理費

④ 他機関建中金利

ク. その他 2（融資非適格項目※）

① 完成後の委託保守費

② 初期運転資金

③ 研修・トレーニング費用、広報・啓蒙活動等に要する費用

※案件の性質によっては融資適格項目とすることが可能。

### 2) 事業費の算出様式

事業については、別途 JICA から提供されるコスト積算支援ツール（Excel ファイル）の様式にて提出する。なお、同様式については、事業費を事業実施期間の各暦年へ割り振った形式となっている。なお、コスト積算支援ツールの動作環境は、64bit 版 Windows OS(Windows 10 以上)を推奨している（Macintosh は推奨しない）。

### 3) 準拠ガイドライン

積算に当たっては、「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）（2009年3月版）」を参照する。

#### 4) 積算総括表

積算に当たっては、「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）」を参照して積算総括表を作成し、JICA に対しその内容を説明し、確認を取ることとする。

#### 5) 直接工事費・諸経費の内訳

直接工事費の内訳（Bill of Quantity: BQ）、諸経費（共通仮設費、現場管理費、一般管理費等）の内訳について、算定根拠（バックデータ、適用した積算基準等）とともに JICA に提出する。

なお、直接工事費の内訳（Bill of Quantity: BQ）は、予備設計レベル（百番台）と同等以上に細分化すること。

また、諸経費（共通仮設費、現場管理費、一般管理費等）については、率計上分に加えて、積上げ計上分も含むものとする（積上げ計上については、具体的に計上した費目が分かるように明記すること。）。

#### 6) 概略事業費にかかるコスト縮減の検討

概略事業費の算出に当たっては、事業目的の達成を前提としてコスト縮減の可能性のある事項を整理し、コスト縮減策をとることができる場合の制約条件とその効果にかかる検討結果を別途 JICA が指示する様式にとりまとめ、提出する。特に主要な本邦技術・工法については、従来技術・工法とのコスト比較は必須とする。

#### 7) 類似事業との概略事業費等の比較

事業費については、その妥当性を確認するため、他ドナーや借入国政府等が実施した類似事業について以下を含む情報を入手し、比較表及び参考となる写真を添付して「事業費等の比較資料」（様式の指定なし）を簡便に作成し、概略事業費の妥当性を示す資料として報告書には記載せずに別途 JICA に提出する。

- ・ 実施時期
- ・ 事業費（総事業費（当初見積額・実績額）及び内訳）
- ・ 設計条件・仕様
- ・ 入札方法（Pre-Qualification：PQ 基準、国際入札／国内入札等）
- ・ 契約条件（総価方式／BQ 方式、支払条件（履行保証の有無等）等）
- ・ 施工監理方法（品質管理、工程管理、安全管理・保安対策等）

### (10) 調達計画の策定

概略設計、施工計画に基づき、調達すべき資機材の数量を算出する。また、将来のコントラクター応札の観点から契約形態に相応しいパッケージ分けを検討し、パッケージごとに外貨・内貨の内訳を設定根拠とともに明らかにする。検討にあたっては「円借款事業の調達およびコンサルタント雇用ガイドライン（2012年4月）」、及び各種標準入札書類の内容を踏まえること。なお、下記2)～4)の内容については報告書には記載せず、別途 JICA に提出する。

#### 1) 借入国における当該類似事業の調達事情

- ・当該事業で実施される類似の工事／設備導入にかかる入札と契約にかかる一般事情
- ・現地施工業者の一般事情（施工実績、保有する建設機械等）
- ・現地コンサルタントの一般事情（詳細設計、入札補助、施工監理における経験・能力）

## 2) 入札手法、契約条件の設定

- ・調達方式
- ・契約約款
- ・契約条件書等の設定の基本方針
- ・適用するJICA標準入札書類 等

## 3) コンサルタントの選定方法案

- ・International Consultantsの採否
- ・ショートリストの策定方法
- ・コンサルタントのプロポーザル選定方法（QCBS/QBS）等

## 4) 施工業者の選定方針案

- ・PQ条件の設定
- ・入札パッケージ（発注規模、工種別の発注等）の考え方
- ・Local Competitive Bidding（LCB）の採否 等

### (1 1) 事業実施体制の検討

#### 1) 実施機関の体制（組織面）

実施機関の法的位置づけ、業務分掌、組織構造、人員体制などを整理する。

#### 2) 実施機関の体制（財務・予算面）

実施機関の財務状況、予算の実績・見通しを整理する。

#### 3) 実施機関の体制（技術面）

実施機関が保有する技術者、技術基準、研修、機材などを整理する。

#### 4) 実施機関の類似事業の実績

実施機関が事業主体となった同規模の事業の実績（実施中を含む）・課題を整理する。

#### 5) 実施段階における技術支援の必要性

事業実施体制について、上記1)～4)における課題及び必要となる制度、手続きなどについて整理し、留意すべき事項・ボトルネックの解消に当たっては、技術的な支援の必要性について検討し、提案する。

### (1 2) 運営・維持管理体制の検討

#### 1) 運営・維持管理機関の体制（組織面）

運営・維持管理機関の法的位置づけ、業務分掌、組織構造、人員体制などを整理する。

## 2) 運営・維持管理機関の体制（財務・予算面）

運営・維持管理機関の財務状況を（公社等の場合は）財務諸表の分析、（省庁等の場合は）予算実績や開発計画における見通し等を通じて整理することで、運営・維持管理体制の財務的持続性を確認する。

## 3) 運営・維持管理機関の体制（技術面）

運営・維持管理機関が保有する技術者、技術基準、研修、機材などを整理する。

## 4) 運営・維持管理機関の運営・維持の実績

運営・維持管理機関が運営・維持している施設の名称、規模、立地地域などを整理する。

また、第1期ホーチミン市水環境改善事業の運営・維持管理機関については、利用料収入の実績や更新投資予算の有無、各戸接続に係る利用者負担の有無・内容など、運営維持・管理に係る同機関の実績及び課題をレビューする。

## 5) 運営・維持管理段階における技術支援の必要性

運営・維持管理体制について、上記1)～4)における課題及び必要となる制度、手続きなどについて整理し、留意すべき事項・ボトルネックの解消に当たっては、技術的な支援の必要性について検討し、提案する。

## 6) 運営・維持管理機関の選定に係る検討

運営・維持管理機関は、工事完工後に遅滞なく運営・維持管理が行う必要がある。そのため、本調査では、運営・維持管理機関の入札に向けた適切な事業スケジュールを検討するとともに、入札に係る課題等があれば、その整理と対策を検討し、提案する。

### (13) 汚泥処分に係る検討

本事業で整備する下水汚泥処理施設の施設検討と併せ、処理後の下水汚泥の最終処分先（又は有効利用先）への搬出・処分について、現在の対応状況を確認する共に、新たな最終処分先（又は有効利用先）の必要性及び確保見通し、搬出を行う民間事業者の確認、実施機関による汚泥処分に係る事務手続きを検討し、汚泥処分に係る実施体制についての留意事項を整理するとともに、必要な提案を行う。また、民間事業者と連携した汚泥処理・処分の運営体制構築の可能性についても検討し、提案する。さらに、本事業後の成果の発現・持続性を確保する観点から、最終処分先（又は有効利用先）の運営・維持管理体制の構築を支援する必要性等についても検討する。

### (14) 実施機関負担事項の確認

#### 1) 用地の取得・確保（作業用地、土取り場、土捨て場等を含む）

工事実施に必要となる用地について、所有者、規模、位置、アクセス方法、取得完了予定時期、実施機関の責任・役割を整理する。また、作業用地、土取り場、土捨て場については、位置、規模の概略を確定する。

## 2) 住民移転

住民移転について、地籍図を基に合法・非合法別の移転規模、移転完了時期、実施機関の責任・役割を整理する。

## 3) 支障物移設

支障物移設について、支障物の種類ごとに移設完了時期（移設に必要な期間）、占有物件管理者・実施機関の責任・役割を整理する。

## 4) 事業実施に必要な許認可

事業実施に必要な許認可について、許認可権者、許認可取得に要する期間、実施機関の責任・役割を整理する。

## 5) 工事实施上の規制（工事安全、環境等を含む）

工事实施上の規制について、規制権者、実施機関との関係を整理する。

### (15) 環境社会配慮に係る調査

「国際協力機構 環境社会配慮ガイドライン」（2022年1月公布）（以下、「JICA 環境社会配慮ガイドライン」）に基づき、環境社会配慮面も含めた代替案の比較検討を行い、重要な環境影響項目の予測・評価、緩和策、モニタリング計画案の作成を行う。報告書の作成においては、「カテゴリB案件報告書執筆要領（2019年11月）」に基づくこととする（貸与資料扱いとする）。また、相手国等（関係官庁・機関）と協議の上、調査結果を整理する形で、JICA環境社会配慮ガイドライン〈参考資料〉の環境チェックリスト案を作成する。

環境社会配慮に関する主な調査項目は、以下のとおり。本調査については、現地の事情に精通していることが必須であるため現地再委託にて実施することを認める。

なお、住民移転が生じる場合、若しくは用地取得が生じた場合には、簡易住民移転計画案の作成等の追加で必要となる業務内容等を含め、契約変更の協議をJICAと行う。

#### 1) ベースとなる環境社会の状況の確認

汚染対策項目、自然環境、自然保護・文化遺産保護の指定地域、土地利用、先住民族の生活区域及び非自発的住民移転・用地取得等を含む社会経済状況等に関する情報収集。特に汚染対策等に関しては、現地での測定に基づくデータの収集を含む。また、隣接する地域で環境社会配慮調査が過去に実施されている場合には、既存のデータも参照しつつ必要な情報・データを収集すること。

#### 2) 借入国政府の環境社会配慮制度・組織の確認

- ・環境配慮（環境影響評価、情報公開等）に関連する法令や基準等
- ・当国の制度における手続きや所要期間
- ・「JICA環境社会配慮ガイドライン」との乖離及びその解消方法
- ・関係機関の役割

#### 3) スコーピング（検討すべき代替案と重要な及び重要と思われる評価項目の範囲並びに調査方法について決定すること）の実施

#### 4) 影響の予測（基本的に定量的予測を含む）

#### 5) 影響の評価及び代替案（「プロジェクトを実施しない」案を含む）の比較検

討

- 6) 緩和策（回避・最小化・代償）の検討
- 7) 環境管理計画（案）・モニタリング計画（実施体制、方法、費用、「モニタリングフォーム等」（案）の作成
- 8) 予算、財源、実施体制の明確化
- 9) ステークホルダー分析の実施とステークホルダー協議の開催支援（実施目的、参加者、協議方法・内容等の検討。女性、子ども、老人、貧困層、少数民族等社会的な弱者については、一般に様々な環境影響や社会的影響を受けやすい一方で、社会における意思決定プロセスへのアクセスが弱いことに留意し、適切な配慮がされるよう支援する。
- 10) 個別プロジェクトから直接排出される温室効果ガス排出量が年25,000CO<sub>2</sub>換算トン以上の場合、供用段階における排出量推計

#### (16) ジェンダー視点に立った調査と計画策定

##### 1) 現状把握

事業対象地域のジェンダーに関連する社会規範・慣習を踏まえ、本事業で想定する裨益者の男女で異なるニーズや課題等について調査する。また、実施機関における女性の雇用促進や管理職割合、技術者育成等のジェンダーに係る方針を確認するとともに、他ドナー実施分も含む類似事業における労働者の女性割合の現状、ジェンダー視点に係る施策の有無・内容等を調査する。

##### 2) 上記を踏まえた実施機関との協議

上記の調査実施後、実施機関との協議を行い、ジェンダー課題やニーズに対応するための取組み（本事業におけるジェンダー視点に立った設計・仕様・取組の反映、本体工事における非熟練／熟練労働者雇用に占める女性割合の設定および女性従業員の雇用奨励、同一賃金の徹底、女性労働者用ファシリティの設置、建設工事現場での男女別トイレや休憩所の設置、セクハラ等相談窓口・通報ルートの設定等）の事業内容への反映を検討する。加えて、住民説明会におけるジェンダーバランスの担保、男女双方からのヒアリングを通じた対象地域被影響住民の適切な把握、寡婦世帯・女性世帯主世帯など特に脆弱な状況におかれた世帯への特別保証措置等の方策につき、検討する。

具体的な検討に際してのステップは以下の通り。

- ①本事業の枠組みの中でジェンダー課題を解消するための設計・仕様・取組を特定・設定する。
- ②ジェンダー視点に立ったアウトプット（運用・効果）設定の必要性を検討する。
- ③ジェンダー視点に立った設計・仕様・取組を担保し測定するための運用・効果指標を設定する。

また、Gender Assessment Report等の提出を要請された場合には、実施機関による資料作成や質疑応答等の業務支援を行う。

#### (17) 免税措置の確認

当国での先行する円借款事業における免税対応も参考に、本事業における当国の免税措置について、当国の法制度を参照しつつ、確認する。



## (18) 本事業実施にあたっての留意事項の整理

本事業を円借款事業として実施する場合、その円滑な実施に直接的な影響を与え  
ると考えられる留意事項を整理する。

### 1) 調達方法の在り方

プロジェクト実施に際しての以下の項目を含む調達方法のあり方については、  
考え方を整理して、「調査関連資料」として、別途JICAに提出する。

- ① 当国における当該類似業務の調達事情
  - ・ 一般土木・建築工事の入札と契約にかかる一般事情
  - ・ 現地コンサルタント（詳細設計、施工監理）の一般状況
  - ・ 現地施工業者の情報
- ② 入札手法、契約条件の設定
  - ・ 契約、契約条件書等の設定の基本方針等
- ③ コンサルタントの選定方法
  - ・ International Consultantsの採否等
- ④ 施工業者の選定方針
  - ・ PQ：Pre-Qualification条件の設定
  - ・ LCB：Local Competitive Biddingの採否
  - ・ 入札パッケージ（発注規模、工種別の発注等）の考え方等
- ⑤ 事業実施上の留意事項の整理
  - ・ 既存運営事業者との調整
  - ・ HIV対策
  - ・ 軍事利用の回避 等

### 2) 過去事業及び他ドナー事業を踏まえた施工管理上の留意点の整理

本事業を実施する上で過去事業や他ドナー事業の過去のトラブル事例（既設  
埋設物への対応に伴う施工中の設計変更等）を調査・分析し、施工監理上の留意  
点を整理する。また、上記の留意点への対応策・回避策を検討する。

## (19) コンサルティング・サービス

上記一連の調査内容を踏まえ、事業実施に際して必要となるコンサルティング・  
サービス（詳細設計、入札補助、施工監理、技術移転等）の内容とその規模（業務  
人月）について提案する（コンサルタントTOR（案）の作成を含む）。提案内容に  
ついては報告書には記載せず、別途JICAに提出する。

## (20) 事業効果の検討

本事業によって得られる効果を定量的効果、定性的効果に分けて評価する。なお、  
IRRの算出は、別途JICAから提供されるIRRマニュアルを参考とする。（同マニ  
ュアルは公示の際に貸与資料扱いとし、契約締結後正式に配布扱いとする。）

### 1) 定量的効果

#### ① 内部収益率（IRR）

本事業の資金計画等に基づき、経済的内部収益率（EIRR）を算出する。  
また調査対象事業が将来的に料金収入を伴う場合、財務的内部収益率（FIRR）  
も併せて算出する。算出に当たってはJICAから提供される「IRR（内部収益

率)算出マニュアル」に準拠すること。なお、IRR算出にかかる以下の詳細については報告書には記載せず、別途JICAに提出する。

- ・ 計算根拠 (算出にあたっての仮定・前提、単価の設定根拠等を含む)
- ・ 算出に使用した計算シート (Microsoft Excelの電子データ)

## ② 運用・効果指標

「資金協力事業 開発課題別の指標例 (JICA、2020年2月)」を参照しつつ、運用・効果指標を設定し、基準値と共に事業完成の2年後をめどとした目標値の設定、データ入手手段の提案、評価にあたっての留意事項の整理を行う。なお、本事業における運用・効果指標としては下記を想定するが、その他にも有益な指標があれば適宜提案すること。

- ・ 汚水処理人口 (人)
- ・ 汚水処理量 (m<sup>3</sup>/日)
- ・ 放流水BOD (mg/L)

## 2) 定性的効果

本事業によって得られる定性的効果を明確な根拠と共に、可能な限り具体的に提案する。その際、可能であれば本事業の実施によって得られる本邦企業 (本事業における受注企業以外) への裨益効果についても検討する (例: 借入国に進出している本邦製造企業にもたらされる便益、等)。

### (2 1) 気候変動対策事業としての案件形成に係る情報収集・分析

本事業による温室効果ガス排出削減が一定以上見込まれる場合、気候変動対策事業 (緩和策) と位置づけられる可能性があることから、「JICA気候変動対策支援ツール (JICA Climate FIT) (緩和策)」や「下水道における地球温暖化対策マニュアル (環境省・国土交通省)」等を参考に、本事業を通じた緩和効果 (温室効果ガス排出削減・吸収量) の推計を行う。

また、本事業の実施により、借入国の気候変動に対する適応力強化が一定以上見込まれる場合、気候変動対策事業 (適応策) と位置づけられる可能性があることから、「JICA気候変動対策支援ツール (JICA Climate-FIT) (適応策)」の該当箇所等を参考に、気候リスク評価を行い、本事業を通じた適応効果 (気候変動により発生する危害の回避・低減効果等) の推計を行う。

なお、上記の推計結果は、バックデータも含めてJICAに提出する。また、同推計結果は先方政府・実施機関に説明し、認識共有を行う。

### (2 2) プルーフエンジニアリング実施のための資料作成

本調査においては、PEの活用対象外とする。

### (2 3) レポート等の作成・協議

- 1) 上記の作業を踏まえて、「第7条 成果品等」に記載の各レポートを作成のうえ、JICA本部に確認・承認を得ることとする。
- 2) 現地調査の冒頭には、レポート内容について先方関係省庁・機関に対し内容を説明し、協議・確認する。また借入国にJICA事務所がある場合は、当該事務所に対しても内容の説明を行う。

- 3) 当国関係省庁・機関の事業承認に必要な情報を提供するために、別途 JICA が指定する様式で情報提供を求める可能性がある。

#### (24) COVID-19による影響に配慮した計画策定

コロナ対策に関する現地の法令・ガイダンス等を調査し、これらを踏まえて、下記の通りコスト積算、実施スケジュール、コンサルタントTOR等に反映する。

- 1) コスト積算：現地の法令・ガイダンスや対外公表されている建設現場におけるコロナ対策を参考に、必要となるコロナ対策費を積算に含める。また、事業実施中の感染拡大状況の変化に対応するための暫定金額を計上する。
- 2) 実施スケジュール、コンサルタント TOR・人月策定：上記法令等を踏まえて、現実的なスケジュールならびに必要な TOR を作成する。

### 第7条 成果品等

#### (1) 調査報告書

調査業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。また以下の3)～6)のレポート提出時には、概要を和文・英文で作成し、レポートの冒頭に含める（但し、6)は越文版を含む。なお、3)～5)のレポート提出時期については、各1回の提出を前提に、より合理的な提出時期をプロポーザルで提案することを妨げない。

また本契約における最終成果品は、6)準備調査報告書とする。

各報告書の先方政府への説明、協議に際しては、事前にJICA本部に説明の上、その内容について承認を得るものとする。なお、当該説明については、打ち合わせによることを原則とする。また、打ち合わせ後に受注者にて打合簿を作成し、監督職員の確認を得る。

##### 1) 業務計画書

記載事項：共通仕様書第6条に記載するとおり。

提出時期：契約開始後10営業日以内

部 数：和文・英文、電子データ一式（メール）

##### 2) インセプション・レポート

記載事項：業務の基本方針、方法、作業工程、要員計画、便宜供与依頼内容等

提出時期：調査開始後1か月以内

部 数：和文・英文、電子データ一式（メール）

##### 3) プロGRESS・レポート

記載事項：プロジェクトの背景・経緯、自然条件調査等、代替案の検討、本邦技術の活用可能性の検討、事業実施体制、運営・維持管理体制、

提出時期：調査開始後3か月以内

部 数：和文・英文、電子データ一式（メール）

##### 4) インテリム・レポート

記載事項：PROGRESS・レポートにて整理された事項の更新、環境社会配慮、

コンサルティング・サービス、事業効果等

提出時期：調査開始後6カ月以内

部 数：和文・英文、電子データ式（メール）

- 5) 準備調査報告書（ドラフト・ファイナル・レポート）（経済分析に用いたキャッシュ・フロー表等の Excel ファイル（分析の過程が分かるもの）を含む）

記載事項：調査結果の全体成果（概要を含む）

提出時期：2023年1月31日まで

部 数：和文・英文、電子データ式（メール）

- 6) 準備調査報告書（ファイナル・レポート）（経済財務分析に用いたキャッシュ・フロー表等の Excel ファイル（分析の過程が分かるもの）を含む）

記載事項：調査結果の全体成果（概要を含む）

提出時期：2023年2月28日まで

部 数：和文7部、英文10部、越文10部、CD-R 3部

※ファイナル・レポートについては、調査結果の概要を10ページ程度で取りまとめ、和文版、英文版、越文版の最初の部分に入れる。また、一定期間非公開となる情報を除いた英文（簡易製本版）3部及び和文（要約）3部を作成し、調査終了後速やかに公開する。一定期間非公開となる情報は原則以下のとおりであるが、具体的な削除対象箇所については、別途 JICA と十分に協議の上決定する。

- ① コスト積算、調達パッケージ、コンサルティング・サービスの人月・積算、経済・財務分析に含まれるコスト積算関連情報
- ② 実施機関の経営・財務情報のうち、公開されていない情報
- ③ 民間企業の事業や財務に関わる情報
- ④ デジタル画像集

記載事項：事業対象サイト等のデジタル画像

提出時期：準備調査報告書と同時提出

部 数：CD-R 3部

## (2) 収集資料

本調査を通じて収集した資料及びデータは項目毎に整理し、JICA様式による収集資料リストを付したうえで本調査終了後JICAに提出する。

## (3) その他の提出物

### 1) 議事録等

先方機関との各調査報告説明・協議に係る議事録（M/M）を作成し、JICAに5営業日以内に提出する。JICA本部・事務所におけるミーティングについても同様とする。なお、関連会議・検討会の開催に先立ち、10日前までに配布資料（各報告書の概要を含む）をJICAに提出する。

### 2) 業務従事月報

JICA規定により、調査業務日誌を添付した月例の調査業務報告を翌月5日まで

にJICAに提出する。本報告書には、業務実績、業務実施上の課題、その対処方針を記載する。

3) 先方機関への提出書類

先方機関への提出文書は、その写しをJICA（現地調査の場合で現地にJICA事務所がある場合は当該事務所の事務所長も含む）に速やかに提出する。

4) その他

上記の提出物のほかに、第5条で報告書に記載せず別途JICAに提出することとした情報や、JICAが必要と認め、報告を求めたものについて提出する。

(4) 成果品の仕様

インセプション・レポート、プロGRESS・レポート、インテリム・レポート、ドラフト・ファイナル・レポートは電子データでの提出とし、ファイナル・レポートは製本とする。報告書類の印刷、電子化（CD-R）については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。

(5) 成果品作成についての留意事項

- 1) 各種報告書の作成に当たっては、図表リスト、略語リスト、参考文献等各種リストを記載し、転載するものは必ず出典を明記すること。
- 2) 価格・費用などを現地通貨・基軸通貨で記載する際には、その時点における円貨との交換レートを記載すること。
- 3) 報告書全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号、略語等の統一性と整合性を確保すること。
- 4) 英文報告書の作成に当たっては、その表現ぶりに十分に注意を払い、国際的に通用する英文により作成するとともに、必ず当該分野の経験・知識共に豊富なネイティブスピーカーの校閲を受けること。
- 5) 各報告書の先方政府への説明・協議に際しては、事前に JICA に提出し、承諾を得ること。

**第8条 その他の留意事項**

(1) 不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行う。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談するものとする。

### プロポーザルにて提案を求める事項

プロポーザルの作成に当たっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.(2)「2)業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で具体的な提案を行うこと。詳細については特記仕様書を参照すること。なお、プロポーザルにおいては、特記仕様書の内容と異なる内容の提案については、これを認めています。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリット及び費用／コストについての説明を必ず記述してください。見積書については、同代替案に要する経費を本見積に含めて提出することとします。代替案の採否については契約交渉時に協議を行うこととします。

No	提案を求める事項	特記仕様書案への該当条項及び記載ページ
1	Information and Communication Technology (ICT) 技術の活用項目・活用方法	第5条 実施方針及び留意事項 (10). Information and Communication Technology (ICT) 技術の活用 (P.11)
2	自然条件調査の実施方針・実施方法 (案)	第6条 業務の内容 (4). 自然条件調査 (P.14)
3	概略設計の策定方針・策定内容の想定	第6条 業務の内容 (6). 概略設計 (P.15)
4	事業実施スケジュールの想定	第6条 業務の内容 (7). 事業実施計画の策定 (P.16)
5	本邦技術の活用可能性の検討方針 (想定される本邦技術の提案含む)	第6条 業務の内容 (8). 本邦技術の活用可能性の検討 (P.17)
6	概略事業費の積算方針	第6条 業務の内容 (9). 事業費の積算 (P.18)
7	調達・施工計画の策定方針	第6条 業務の内容 (10). 調達計画の策定 (P.19)
8	事業実施体制及び運営・維持管理体制の検討方針	第6条 業務の内容 (11). 事業実施体制の検討 (P.20) (12). 運営・維持管理体制の検討 (P.20)
9	実施機関負担事項 (用地取得、住民移転、支障物移設、事業実施に必要な許認可、公示実施上の規制) の確認方法 (想定)	第6条 業務の内容 (14). 実施機関負担事項の確認 (P.21)
10	運用・効果指標の検討方針	第6条 業務の内容 (20). 事業効果の検討 (P.24)
11	環境社会配慮の確認・検討方針	第6条 業務の内容 (15). 環境社会配慮に係る調査 (P.22)

## 第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

### 1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2022年4月）」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: [https://www.jica.go.jp/announce/information/20220330\\_01.html](https://www.jica.go.jp/announce/information/20220330_01.html) )

#### (1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

##### 1) 類似業務の経験

類似業務：下水処理場・管渠等の下水道整備に係る調査及び計画策定・コンサルタント業務

##### 2) 業務実施上のバックアップ体制等

##### 3) その他参考となる情報

#### (2) 業務の実施方針等

##### 1) 業務実施の基本方針

プロポーザル及び見積書は本説明書の記載内容に基づき作成いただきます。一方で、コロナ禍の影響が長引き現地渡航できない状況が継続する可能性もあります。現地調査について、本説明書あるいはプロポーザルの計画から延期せざるを得ない場合を想定し、現地調査開始前に実施できる国内業務について提案があればプロポーザルに追加で記載してください。こちらの提案につきましては、制限ページ数外、見積不要とします。

##### 2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、20 ページ以下としてください。

##### 3) 作業計画

##### 4) 要員計画

##### 5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

##### 6) 現地業務に必要な資機材

##### 7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

##### 8) その他

#### (3) 業務従事予定者の経験、能力

##### 1) 評価対象業務従事者の経歴及び業務従事者の予定人月数

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者の担当専門分野及び想定される業務従事人月数は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

##### ① 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

➤ 業務主任者／下水道計画

➤ 下水処理場計画・設計

➤ 管渠計画・設計

➤ 運営・維持管理計画／組織・経営体制

- ② 評価対象とする業務従事者の予定人月数  
約 18.00人月

2) 業務経験分野等

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／下水道計画）】

- ① 類似業務経験の分野：下水処理場建設・管渠整備等  
② 対象国及び類似地域： ベトナム国  
③ 語学能力： 英語  
④ 業務主任者等としての経験

【業務従事者：下水処理場計画・設計】

- ① 類似業務経験の分野：下水処理場建設等  
② 対象国及び類似地域： ベトナム国及びその他途上国  
③ 語学能力： 英語

【業務従事者：管渠計画・設計】

- ① 類似業務経験の分野：管渠整備等  
② 対象国及び類似地域： ベトナム国及びその他途上国  
③ 語学能力： 英語

【業務従事者：運営・維持管理計画／組織・経営体制】

- ① 類似業務経験の分野：下水処理場建設・管渠整備における運営・維持管理計画策定及び組織経営体制の構築  
② 対象国及び類似地域： 評価せず  
③ 語学能力： 評価せず

## 2. 業務実施上の条件

(1) 業務工程

業務計画書：契約開始後 10 営業日以内

インセプション・レポート：調査開始後 1 か月以内

プログレス・レポート：調査開始後 3 カ月以内

インテリム・レポート：調査開始後 6 カ月以内

準備調査報告書（ドラフト・ファイナル・レポート）：2023 年 1 月 31 日まで

準備調査報告書（ファイナル・レポート）：2023 年 2 月 28 日まで

(2) 業務量目途と業務従事者構成案

1) 業務量の目途

約 30.0人月（現地：22.0人月、国内8.0人月）

2) 業務従事者の構成案

業務従事者の構成（及び格付案）は以下を想定していますが、競争参加者は、業務内容等を考慮の上、最適だと考える業務従事者の構成（及び格付）を提案してください。

- ① 業務主任者／下水道計画（2号）  
② 下水処理場計画・設計（3号）  
③ 管渠計画・設計（3号）  
④ 機械・電気設備計画



- ⑤ 施工・調達計画／積算
- ⑥ 運営・維持管理計画／組織・経営体制（3号）
- ⑦ 経済・財務分析
- ⑧ 自然条件調査
- ⑨ 環境社会配慮

3) 渡航回数を目途（全21回）

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

(3) 現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。

- 自然条件調査
- 環境社会配慮

(4) 配付資料／公開資料等

1) 配付資料

- ホーチミン市作成資料「PROJECT PROPOSAL OF HO CHI MINH CITY WATER ENVIRONMENT IMPROVEMENT PROJECT, TAU HU – BEN NGHE – DOI – TE BASIN, PHASE III」（2022）
- 「ホーチミン市における洪水浸水・排水に関する情報収集・確認調査」（2020年）

※閲覧希望者は別途問合せを行い、JICA 本部（麹町）にて閲覧を行うこと

【問合せ先】

東南アジア・大洋州部 東南アジア第三課

TEL : 03-5226-9068（課代表）

E-mail : 1rtd3@jica.go.jp

2) 公開資料

- 「ホーチミン市排水・下水道整備計画調査」（1999年）  
<<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P0000000434.html>>
- 「ヴェトナム国ホーチミン市水環境改善プロジェクト実施設計調査」（2001年）  
<<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P0000003454.html>>
- 「ホーチミン市水環境改善事業 事後報告書」（2016年）  
<[https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2016\\_VN10-P2\\_4\\_f.pdf](https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2016_VN10-P2_4_f.pdf)>

(5) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。

	便宜供与内容	
1	カウンタパートの配置	無
2	通訳の配置（ベトナム語⇄日本語）	無
3	執務スペース	無
4	家具（机・椅子・棚等）	無
5	事務機器（コピー機等）	無
6	Wifi	無

### 3. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

#### 4. 見積書作成にかかる留意事項

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2022年4月）」を参照してください。

（URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

##### （1）契約期間の分割について

第1章「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

##### （2）別見積もりについて

以下の費目については、見積書とは別に見積もり金額を提示してください。なお、新型コロナウイルス感染対策に関連する経費（PCR検査代及び隔離期間中の待機費用等）は見積金額に含めないでください。契約交渉の段階で確認致します。

- 1) 旅費（航空賃）
- 2) 旅費（その他：戦争特約保険料）
- 3) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- 4) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 5) その他（以下に記載の経費）
  - ① 自然条件調査（ボーリング調査及び測量調査）（現地再委託経費）
  - ② 環境社会配慮関連調査（現地再委託費）

##### （3）定額計上について

以下の費目については、以下に示す定額を本見積りに計上してください。

- 1) 資料等翻訳料 1,500千円

##### （4）外貨交換レートについて

- 1) JICAウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。

（URL: [https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/rate.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html)）

#### 5. その他留意事項

特になし

以上

別紙：プロポーザル評価配点表

## プロポーザル評価配点表

評 価 項 目	配 点	
<b>1. コンサルタント等の法人としての経験・能力</b>	( 10 )	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4	
<b>2. 業務の実施方針等</b>	( 40 )	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	16	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18	
(3) 要員計画等の妥当性	6	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	—	
<b>3. 業務従事予定者の経験・能力</b>	( 50 )	
	( 20 )	
<b>(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価</b>	<b>業務主任者のみ</b>	<b>業務管理グループ</b>
① 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者／下水道計画</u>	(20)	(8)
ア) 類似業務の経験	8	3
イ) 対象国・地域での業務経験	4	1
ウ) 語学力	2	1
エ) 業務主任者等としての経験	4	2
オ) その他学位、資格等	2	1
② 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者</u>	(—)	(8)
ア) 類似業務の経験	—	3
イ) 対象国・地域での業務経験	—	1
ウ) 語学力	—	1
エ) 業務主任者等としての経験	—	2
オ) その他学位、資格等	—	1
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	(—)	(4)
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	—	—
イ) 業務管理体制	—	4
<b>(2) 業務従事者の経験・能力：<u>下水処理場計画・設計</u></b>	(10)	
ア) 類似業務の経験	5	
イ) 対象国・地域での業務経験	1	
ウ) 語学力	2	
エ) その他学位、資格等	2	
<b>(3) 業務従事者の経験・能力：<u>管渠計画・設計</u></b>	(10)	
ア) 類似業務の経験	5	

イ) 対象国・地域での業務経験	1
ウ) 語学力	2
エ) その他学位、資格等	2
(4) 業務従事者の経験・能力： <u>運営・維持管理計画</u> ／ <u>組織・経営体制</u>	(10)
ア) 類似業務の経験	7
イ) 対象国・地域での業務経験	—
ウ) 語学力	—
エ) その他学位、資格等	3